

令和6年度

地域整備方向検討調査

中田二期地域大泉揚水機場他改修対策検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 地域整備方向検討調査中田二期地域大泉揚水機場他改修対策検討業務(以下「本業務」という。)の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)によるほか、設計共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、地域整備方向検討調査「中田二期地域」に係る大泉揚水機場及び水越揚水機場の改修対策の検討等を行うものである。

(場所)

第1-3条 本業務において対象とする場所は、宮城県登米市中田町地内他であり、別紙1「位置図」に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地への立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地を踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果物のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条 作業実施の順序及び方法等については、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(管理技術者)

第1-7条

- 1 管理技術者は、設計共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

- 2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1－8条 担当技術者は、設計共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条 設計共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－10条 受注者は、設計共通仕様書第1－37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求のあった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業条件)

第2－1条 本業務の実施にあたっての作業条件は、次のとおりである。

対象施設	設計諸元（現況）
大泉揚水機場	設計最大取水量 $Q_{max}=10.001\text{m}^3/\text{s}$ （水利権上の取水量※ は $9.147\text{m}^3/\text{s}$ ） 横軸斜流ポンプ $\phi 1300 \times 3$ 台 取水位 KP 4.40m

水越揚水機場	設計最大取水量 $Q_{max}=3.750m^3/s$ (水利権上の取水量 [※] は $3.750m^3/s$) 横軸斜流ポンプ $\phi 900 \times 2$ 台 取水位 KP 4.40m
--------	---

※水利権上の取水量は令和6年度から適用予定

(適用する図書)

第2-2条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合には監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農林水産省 農村振興局	平成30年5月
2	農業水利施設の機能保全の手引き	農業農村整備部会 技術小委員会	令和5年4月
3	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工(ゲート設備)」	農林水産省 農村振興局	平成22年6月
4	土地改良事業設計指針「耐震設計」	農林水産省農村振 興局整備部	平成27年5月
5	建築整備計画基準	国土交通省大臣官 房官庁営繕部	令和3年3月
6	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び 同解説	(一社) 公共建築 協会	令和3年度版

(参考図書)

第2-3条 作業の参考にする図書は、設計共通仕様書第2-1条によるほか次のとおりによるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社) 農業土木事 業協会	平成5年3月
2	コンクリート診断技術 '23	(社) 日本コンク リート工学協会	令和5年5月
3	農業水利施設保全補修ガイドブック 2022	(社) 農業土木事 業協会	令和4年8月
4	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強 指針-2022-	(社) 日本コンク リート工学会	令和5年3月

(貸与資料)

第2-4条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番 号	貸 与 資 料	数 量
1	国営中田農業水利事業 事業誌	1 式
2	国営中田農業水利事業 事業成績書	1 式
3	維持管理計画書（北上川沿岸中田地区土地改良区）	1 式
4	平成 30 年度 国営施設応急対策事業 中田地区施設構想検討その他調査業務 報告書	1 式
5	令和 2 年度 国営施設応急対策事業 中田地区更新整備計画検討業務 報告書	1 式
6	令和 2 年度 国営施設応急対策事業 中田地区事業計画参考資料作成業務 報告書	1 式
7	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域営農計画調査その他業務 報告書	1 式
8	令和 5 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 中田地区水利権更新図書作成業務 報告書	1 式
9	令和 5 年度地域整備方向検討調査 中田二期地域水越揚水機場取水樋管改修対策検討業務 報告書	1 式

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2－5 条 第 2－3 条及び第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- （4）貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。
- （5）貸与資料については、第三者に情報が漏洩しないようセキュリティ管理を徹底すること。

（関連業務）

第 2－6 条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間(予定)
1	令和 6 年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域単位用水量調査業務（仮称）	令和 6 年 4 月 ～令和 6 年 12 月

番号	業 務 名	業務実施期間(予定)
2	令和6年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域用排水計画検討業務 (仮称)	令和6年5月 ～令和6年12月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙2「作業項目内訳表(設計作業)」及び「作業項目内訳表(調査作業)」
に示すものとする。

【作業項目表】

作 業 項 目	数 量
【設計作業】	
1. 準備作業	1式
2. 大泉揚水機場に係る改修対策の概定	1式
3. 水越揚水機場に係る改修対策の概定	1式
4. 点検取りまとめ	1式
【調査作業】	
1. ポンプ能力の検証(大泉揚水機場、水越揚水機場)	1式

(作業の留意点)

第3-2条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員の指示する者と十分に打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 第2-3条及び第2-4条に示す参考図書及び貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4-1条 情報共有システムの業務について

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条 設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（耐震性能照査、ポンプ能力の検証、施設管理者への聞き取り完了時）

第3回 中間打合せ（改修対策方針検討時）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- (2) 成果物の出力（図面出力含む） 1部（市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

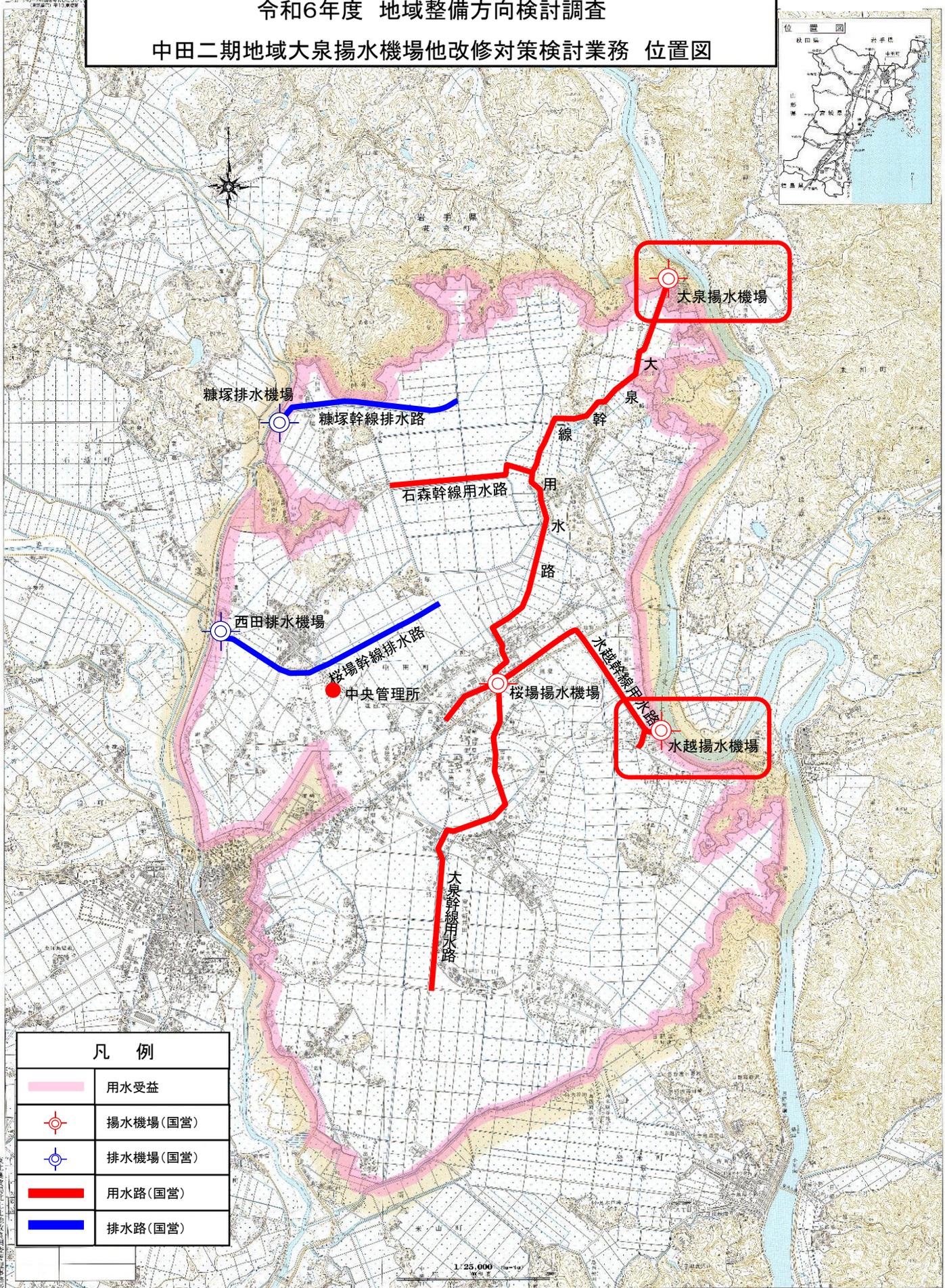
- (1) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により作業項目等に追加が生じた場合
- (7) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和6年度 地域整備方向検討調査
 中田二期地域大泉揚水機場他改修対策検討業務 位置図



凡 例	
	用水受益
	揚水機場(国営)
	排水機場(国営)
	用水路(国営)
	排水路(国営)

1:25,000

【作業項目内訳表（設計作業）】

作業項目	作業内容	数量	作業対象
1. 準備作業			
1-1. 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	1 式	○
1-2. 資料の把握	貸与資料の内容を整理・把握し作業計画を策定する。	1 式	○
2. 大泉揚水機場に係る改修対策の概定			
2-1. 耐震性能照査	貸与資料に示す地質調査結果を基にレベル1地震動による耐震性能照査を行う。 (対象施設：樋門、導水路始点部（トランジション工及び取付暗渠工）、導水路終点部（取付暗渠工）、制水塔、吸水槽、上屋、杭基礎。詳細は別紙3「耐震性能照査の対象施設（大泉揚水機場）」のとおり)	1 式	○
2-2. 施設管理者への聞き取り	大泉揚水機場の改修対策案を概定するにあたり、施設管理者である北上川沿岸中田地区土地改良区から操作及び維持管理上の課題や施設改修要望を聞き取る。	1 式	○
2-3. 改修対策案の概定	上記2-1.～2-2の結果、ポンプ能力の検証の結果及び令和2年度「国営施設応急対策事業中田地区更新整備計画検討業務」で検討した同施設の整備内容を踏まえ、改修対策案を取りまとめ、同業務で算出した概算工事費の精査を行う。	1 式	○
3. 水越揚水機場に係る改修対策の概定			
3-1. 施設管理者への聞き取り	水越揚水機場の改修対策案を概定するにあたり、施設管理者である北上川沿岸中田地区土地改良区から操作及び維持管理上の課題や施設改修要望を聞き取る。	1 式	○
3-2. 改修対策案の概定	上記3-1.の結果、ポンプ能力の検証の結果、令和2年度「国営施設応急対策事業中田地区更新整備計画検討業務」で検討した同施設の整備内容、及び令和5年度「水越揚水機場取水樋管改修対策検討業務」で実施・検討したレベル1地震動による耐震性能照査結果と同樋管の改修対策を踏まえ、改修対策案を取りまとめ、令和2年度の業務で算出した概算工事費の精査を行う。	1 式	○
4. 点検取りまとめ	各作業項目の成果品の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	○

【作業項目内訳表（調査作業）】

作業項目	作業内容	数量	作業対象
1. ポンプ能力の検証			
1-1. ポンプ能力の検証（大泉揚水機場）	大泉揚水機場において、弁全開揚水運転又は締切運転等によりポンプの取水能力の検証を行う。	1 式	○
1-2. ポンプ能力の検証（水越揚水機場）	水越揚水機場において、弁全開揚水運転又は締切運転等によりポンプの取水能力の検証を行う。	1 式	○

